

青森市子ども・子育て支援事業計画第3期計画の策定について

1 計画の概要

位置付け

子ども・子育て支援法第61条第1項の規定により、市町村に策定が義務付けられている「市町村子ども・子育て支援事業計画」である。

【子ども・子育て支援法】

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

記載事項

- ①教育・保育の提供区域
- ②教育・保育提供区域ごとの各年度の教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及び実施時期
- ③地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及び実施時期
- ④子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容

2 第3期計画の策定

- ◆ 第2期計画が令和6年度で終期を迎えることから、令和7年度を始期とする第3期計画を今年度中に策定する

第2期計画					第3期計画				
①R2	②R3	③R4	④R5	⑤R6	①R7	②R8	③R9	④R10	⑤R11

- ◆ 主なスケジュール（予定）

時期	子ども・子育て会議	案件
令和6年11月	第2回	素案（人口推計、量の見込み推計）の審議
令和7年2月	第3回	計画案の審議
2月～3月	-	委員への第3期計画の配布